

令和5年度沖縄県離島観光活性化促進事業（八重山）
デジタルプロモーション事業
「SNSプロモーション」企画コンペティション仕様書

1. 事業名

令和5年度沖縄県離島観光活性化促進事業（八重山）／デジタルプロモーション事業
「SNSプロモーション」

2. 事業概要

Instagramアカウント「八重山島ぐらしカレッジ」で行ってきた普段はあまり目立たずとも確実に八重山観光の魅力を深めている「地元の生活と密着した要素」にスポットをあてた投稿を今年も継続して行い、リーダーの旅行意欲喚起、並びに新規旅行者の開拓を目的とする。

また本年度よりSNSにアップする際、英語の説明の一文を付け加え、英語のハッシュタグを付けることを追加する。

3. 事業委託の範囲

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 企画実施体制

- ① 委託業務全体を統括する担当者正副合計2名の配置
- ② 八重山諸島について基本的な情報（島々の概要・観光情報等）を有しているスタッフを配置すること

(2) インスタグラムを活用した情報発信業務

- ① 受託者は、アカウントを「八重山島ぐらしカレッジ2023」とし、投稿を行うこと
- ② インスタグラムの更新は週に2回以上とする
- ③ 日本語に加え、英語の説明の一文と英語のハッシュタグを付けること

(3) 配信コンテンツの企画・進行

- ① 投稿に必要な素材の撮影・取材
※写真素材については、原則（一社）八重山ビジターズビューロー（以下YVB）からの提供はないものとする
※撮影に伴う費用に関しては受託費に含むものとする
- ② 八重山諸島ならではの体験メニューを含むこと
※撮影に係る体験費用は受託費に含むものとする
- ③ 八重山諸島の島嶼性をPRするコンテンツを含むこと
※取材に係る移動・宿泊費用は受託費に含むものとする
- ④ 受託者はYVBに対し、掲載記事の全体スケジュール概要を提案時に提出すること。
また、受託後は、具体的な月間スケジュールを事前に提出し、YVBと協議すること。その際には、前月を含めた過去の投稿内容の振り返りを踏まえて提案、協議をすること。尚、受託者が遠方の場合、電話会議等でも構わない

(4) 投稿を活用したフォトブックデータ制作

- ① YVBの指示又は協議に基づき、「八重山島ぐらしカレッジ2023」で投稿した内容を一部修正し、フォトブックデータを制作する
- ② 制作するフォトブックデータに関しての仕様は下記のとおりとする。ただし、企画提

案により下記仕様以外の提案は可能とする

- ・規格：A5サイズ44頁、中綴じ2つ折り

③ 次に掲げるものについて、電子媒体で納入すること

- ・フォトブックデータ（印刷用）
- ・フォトブックデータ（WEB掲載用データ）
- ・フォトブックデータ（イラストレーター等）

(5) 業務完了報告書の提出

- ・業務全体の報告を取りまとめること。報告書にはSNS解析、事業を通じた課題及び改善点の提案を盛り込むこと
- ・見積り記載の経費項目ごとの、業務にかかった費用内訳とその適正及び支払いを証明する証憑書類の提出

〈例〉・外注先企業等からの見積書、納品書、請求書

- ・外注先企業等への支払い証明書
- ・自社人件費の稼働一覧、勤務表など

(6) 成果物一覧

受託事業者が提出すべき成果物の一例は下記のとおりとする。

成果物等一覧（一例）

項目	内容
①コンテンツ及び素材データ	・本業務で使用した映像、画像のデータ一式 (映像素材は、HD カム及び PC にて再生できる DVD ディスク、図版素材は、イラストレーター/フォトショップデータ (アウトラインを取る前と後の両方で加工可能な状態であること) 及び PDF データ (確認閲覧用を納品))
②業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書2部、及びデータでの提出
③その他	業務実施にあたって作成した成果物(各2点)

(7) その他、YVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

4. スケジュール

- (1) 受託事業の実施：令和5年12月31日(日)まで実施
- (2) フォトブックデータ納品期日：令和6年1月31日(水)までに納品
- (3) 成果物及び業務完了報告書の提出：令和6年2月29日(木)

5. 契約不適合責任

受託者は、納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、またはこれを取り換える責任を負うこと

6. 著作権・特許権

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権）を、YVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合

は、事前にYVBの承諾を得るものとする

- (2) 受託事業者は、YVBの同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及びYVB内での利用もしくは沖縄県・YVBが観光振興に資すると判断した上で、第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする
- (4) 本業務にて作成する印刷物等に使用する、YVBが著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする（写真データについては電子納品をし、ウェブサイトへの掲載及びYVBが認める他媒体での使用が可能であるもの）
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大と上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合においては、協議するものとする

7. 注意事項

- (1) 提案企画の中でYVBが行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること
- (2) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容をすべて実施することを保証するものではない
- (3) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること
- (5) 本業務にて作成する各媒体へ掲出する掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じてYVBも校正を行う
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある

以上